

リスク評価（一次）評価Ⅲにおけるアクリル酸の評価結果について（生態影響）

令和4年7月  
厚生労働省  
経済産業省  
環境省

<評価結果及び今後の対応について>

○アクリル酸は、平成30年9月21日に審議された生態影響に係るアクリル酸のリスク評価（一次）評価Ⅱにおいて、PRTR情報を用いたリスク推計の結果、排出源ごとの暴露シナリオに基づく予測環境中濃度（PEC）が有害性評価値（PNEC）を超えた地点が推計されたことから、PRTR情報による排出量上位事業者に対してリスク評価の状況を周知することとされた。また、環境モニタリングによる実測濃度がPNECを超過した地点の一部に、上流又はその周辺に水域に排出しているPRTR届出排出事業所が確認できない地点があり、未把握の発生源が原因の可能性があったことから、発生源について調査が必要とされた。さらに、排出源ごとの暴露シナリオ及び様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオによる評価でPECがPNECを超えた地点について、環境モニタリングが実施されていない点に不確実性があったことから、さらなる環境モニタリングの実施についても検討が必要とされた。

○有害性評価Ⅱでは、アクリル酸の水生生物に係るPNECは0.00032 mg/Lであったが、有害性評価Ⅲでは、事業者提供データとして新たに魚類慢性試験結果が得られたことにより、PNEC導出に用いるUFが50から10となり、PNECは0.0016 mg/Lとなった。

○上記の結果を受けて、平成31年4月にPRTR届出排出量上位事業所にリスク評価の状況を周知し、排出抑制への協力を促したところ、各社において環境への排出の適正な管理が行われた。これを踏まえ、令和元年度のPRTR情報等に基づく予測環境中濃度（PEC）の計算、環境モニタリングによる実測濃度の収集整理等を行い、リスク評価としてこれらと比較した結果、PECがPNECを超えた地点は限られていた<sup>i</sup>。

○令和元年度の環境モニタリング調査では、未把握の発生源を検討するため、下水処理場の上下流の河川、一般廃棄物処分場の浸出水、放流水及び上下流の河川に

39 おいて測定され、すべての地点で PNEC を下回った。令和 2 年度に実施された環境  
40 モニタリング調査では、日本全国 47 地点と広範囲に測定が行われ、すべての地点  
41 で PNEC を下回った。ただし、平成 26 年度測定で PNEC を超えた 1 地点について、  
42 再測定は行っていない。

43

44 ○なお、様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオによる濃度推計より環境モニタ  
45 リング濃度の方が全体的に高く、依然未把握の発生源は示唆される。

46

47 ○化審法の届出製造・輸入数量は横ばいであり、PRTR 届出に基づく大気への排出量  
48 は横ばい、水域への排出量は減少傾向である。

49

50 ○以上から、現在得られる情報・知見の範囲では、本物質の現状の取扱及び排出の  
51 状況が継続しても、本物質による環境の汚染により広範な地域での生活環境動植  
52 物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考え  
53 られる。

54

55 ○ただし、PNEC を超える濃度が推計された地点周辺の PRTR 届出事業者等に対してリ  
56 スク評価の結果を周知し、必要に応じて自主的な取組を促すとともに、未把握の  
57 発生源が示唆されていることも踏まえ、環境モニタリングで比較的高濃度であつ  
58 た地点における再測定を行う等、PRTR 排出量・環境モニタリングデータ等を注視  
59 することとする。

60

61 ○なお、アクリル酸は人健康影響の観点からはリスク評価（一次）評価 I 継続中で  
62 あるため、引き続き優先評価化学物質とする。

63

---

i 排出源ごとの暴露シナリオによる評価において、235 地点中 1 地点（PEC/PNEC は 1.4）が確認されたが、事業所近傍の海域において環境モニタリングが実施されており、PNEC を下回っていた。また、様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオによる評価において、3,705 地点中 2 地点（PEC/PNEC は 1.4）が確認されたが、これら 2 地点は同一の発生源の影響と考えられる。環境モニタリングデータによるリスク評価では、平成 30 年度以降の調査結果を含め、のべ 70 地点中 1 地点（平成 26 年度：17 地点中 1 地点、令和元年度：6 地点中 0 地点、令和 2 年度：47 地点中 0 地点）において PEC が PNEC を超えていた。